

議案第6号

令和元年度さいたま市食肉中央卸売市場及び  
と畜場事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度さいたま市食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「別表 繰越明許費」による。

令和2年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

別表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 食肉市場費	1 事業費	市場施設管理運営事業	2,970